

「くまもと行くモン旅割！」 令和2年7月豪雨被災地域応援キャンペーン」 取扱要領（地域限定電子クーポン用）

（2023年6月30日時点）

1. 令和2年7月豪雨被災地域を対象とした観光復興応援事業

豪雨被災地域観光復興応援事業とは、令和2年7月豪雨の被害が大きい県南地域（以下「豪雨被災地域」※という。）において、豪雨被災地域の観光復興の後押しを図るため、本事業に参画する宿泊事業者及び旅行事業者に対し、豪雨被災地域を目的地とした宿泊旅行商品の割引を助成するとともに、割引助成に付随して配布される豪雨被災地域内で利用できる地域クーポン券の付与を実施する。

※豪雨被災地域：八代市、人吉市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町

2. 地域限定電子クーポンの概要

（1）地域限定電子クーポン

名称	「くまもと行くモン旅割！」 地域限定電子クーポン 「以下「クーポン」という。」
発行者	熊本県観光連盟
発行券種	電子クーポン（原則、WEBブラウザにチャージして利用）
利用対象者	本事業を利用する、一定の基準を満たした利用者
金額	1人1泊あたり平日3,000円、休日1,000円の電子クーポンを配布
配布期間	令和5年7月7日から同年11月30日まで ただし、配布期間にかかわらず、予算がなくなり次第、終了する。
利用期間	令和5年7月7日から同年12月1日まで
利用可能エリア	豪雨被災地域内
利用可能店舗	くまもと行くモン旅割！事務局の登録を受けた店舗・施設等（土産物店や飲食店等、観光施設、アクティビティ、交通機関等を含む）

配布場所	原則、宿泊施設（チェックイン時に配布）
------	---------------------

（２）クーポンの取扱に関する留意事項

- ア 商品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能とする。
- イ 現金との交換を禁止する。
- ウ 第三者への売買、譲渡、質入れ等を禁止する。
- エ 1円単位での利用が可能。
- オ 支払で不足する分は現金等で収受すること。
- カ クーポンを利用して購入した商品又はサービスの返品の際の返金は不可とする。

（３）クーポンの利用対象とならない商品等

豪雨被災地域内の観光産業における消費を喚起するという制度趣旨に鑑み、以下の商品等はクーポンの利用対象外とする。

区分	事例
行政機関等への支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課 ・ 社会保険料（医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等） ・ 宝くじ（各種宝くじ、toto、BIG、ナンバーズ、ミニロト、ロト6、ロト7、ビンゴ5等） ・ その他（自治体指定のゴミ袋、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等） <p>※ ただし、運送サービスの料金や博物館・美術館の入館料等、行政機関が運営する現業の対価は対象</p>
日常生活における継続的な支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気、ガス、水道、電話料金等 ・ NHK 放送受信料 ・ 不動産賃料 ・ 駐車場の月極・定期利用料 <p>※ コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料（生命保険、火災保険、自動車保険等）
換金性の高いものの購入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等） ・ プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等 ・ 金融商品（預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債

	等)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豪雨被災地域内でサービスが完結しないもの (宅配等の配送サービスは対象) ・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等 ・ 授業料、入学検定料、入学金等 ※ アクティビティのガイド料等は対象 ・ 宿泊代金又は旅行商品の代金ならびにキャンセル料 ・ 既存の債務の弁済 ・ 各種サービスのキャンセル料 ・ 電子商取引 ・ 無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの ・ 公序良俗に反するもの ・ 社会通念上不相当とされるもの ・ その他各取扱店舗が指定するもの

3. 事務局の設置

本事業を円滑に実施するために、くまもと行くモン旅割！事務局（以下「事務局」という。）を設置する。事務局は参加申込や実績報告の受付及び審査、登録事業者への各種通知、本事業に必要な事務を行う。

4. クーポン取扱店舗の加盟店事業者

クーポンを取り扱うことができる事業者は次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 豪雨被災地域内で営業行う事業者。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の許可・届出の対象となる営業（同法第33条第6項の酒類提供飲食店営業を除く。）を営む店舗でないこと。
- (3) 5(4)において本事業の参加登録を受けた事業者。

5. 参加申込及び登録

- (1) クーポンを商品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能とするための申込となり、本事業の参加を希望する者は、次に掲げる書類をEメール又はFAXの

いずれかの方法で事務局に提出するものとする。

- ア 参加申込書（様式第1号）
 - イ 参加申込書_複数店舗用（様式第1号の2） ※対象事業者のみ
 - ウ 豪雨被災地域内で事業を行っていることを公的に証明できる書類（開業届、確定申告書、納税証明書、業種に係る許可証等の公的機関から発行される書類の写し）
 - エ 口座情報が確認できる書類（通帳の写し（表紙と表紙裏面の見開きページ）、キャッシュカードの写し、口座証明書、インターネットバンキング口座情報記載画面のコピー等）
- (2) 前項の提出期間は、令和5年6月12日から6月18日までとする。
- (3) 複数の店舗を運営する事業者は、次項に定める実績報告及びクーポン精算業務等について、参加申込書（様式第1号）及び参加申込書_複数店舗用（様式第1号の2）の申込のとおり行うものとする。
- (4) (1)の内容を審査の上、本事業への参加の可否を決定し、登録決定通知書（様式第2号）により通知を行い、クーポン取扱店舗スターターキット（ステッカー、ポスター、QRコードポップ等）を登録を受けた取扱店舗へ送付する。
- (5) 登録事業者が本取扱要領の規定に反した場合は、登録取消通知書（様式第3号）により登録を取り消すこととする。
- (6) 登録事業者が本事業の登録の取り消しを希望する場合は、辞退届を事務局にEメール又はFAXのいずれかの方法で事務局に提出するものとする。

6. クーポン管理、実績報告・精算

- (1) クーポン管理
- 参加登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は本事業が終了するまでの間、クーポン管理システム等で適切に管理すること。
- (2) 実績報告及びクーポン精算
- ア 事務局は、利用月の1日から15日利用分を翌月15日までに、利用月の16日から当月末までの利用分を翌月末までにクーポン管理システムに登録されたクーポン精算代金を支払うものとする。
- イ 次項に定めるとおり、紙クーポンで利用した場合、登録事業者は利用月の1日から15日利用分を当月25日までに、利用月の16日から当月末日利用分を翌月10日までに次に掲げる書類を事務局に提出するものとする。なお、事務局からのクーポン精算代金の支払いは前項と同様とする。
- (ア) 実績報告書（様式第4号）
 - (イ) 請求書（様式第5号）

- (ウ) クーポン原本（裏面スクラッチを削っているものは対象外）

7. 紙クーポンとしての利用

クーポンの利用は原則、電子とするが、利用者がスマートフォンを所持していない等の特段の理由に限り、次に掲げる事項を遵守することを条件に、紙クーポンとして利用できることとする。

- (1) クーポン券裏面のスクラッチ加工を削っていないこと。
- (2) 取扱店舗はクーポン券1枚につき、1,000円以上の商品又はサービスの提供とする。
- (3) 紛失した場合は、いかなる理由があっても再発行は行わない。
- (4) 紙クーポンを取扱った登録事業者は、責任をもってクーポン券の保管・管理を行い、前項の実績報告を遅延なく行うこと。

8. その他誓約事項

- (1) 参加事業者は、本事業の参加を申込みことにより、次に掲げる事項に誓約したものとみなす。

【基本内容】

- ア 本要領の規定及び事務局の決定に従うこと。
- イ 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当するものであってはならないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団の維持に運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団であることを知りながらこれらを利用している者
- ウ イの(イ)から(キ)までに定める者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならないこと。
- エ 公序良俗に反しないこと
- オ 熊本県、熊本県観光連盟及び事務局が本事業による実施状況、経理状況等について調査を実施する場合にあっては誠実に対応すること。

カ 本事業に係る帳票及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておくこと。

キ 本事業に係る帳票及び証拠類を、クーポン精算代金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

ク ケに掲げる内容を含め、誓約事項に反したことにより不利益が生じた場合、一切の異議を申し立てないこと。

【クーポン取扱店舗の責務】

ケ クーポン取扱店舗（以下「取扱店舗」という。）は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(ア) 事務局が別途定める「取扱店舗用マニュアル」に基づき、クーポンと引換えに商品等の提供を行う。また、取扱いに関する事務局の指示を遵守する。

(イ) 取扱店舗であることが明確になるよう、事務局より送付されるステッカー、ポスター等を利用者から見えやすい場所に掲示すること。

(ウ) クーポンを用いた取引を行う場合は、供しようとする商品等が2(3)に該当しないことを善良な管理者の注意義務をもって必ず確認すること。

(エ) クーポンを現金と交換しないこと。

(オ) クーポンの券面額以下の金額の利用の場合であっても、お釣りは渡さない。また、支払で不足する分は現金等で収受すること。

(カ) クーポンを利用して購入した商品等の返品の際に返金をしないこと。

(キ) 取扱店舗で独自にクーポンの利用対象外となる商品等を定める場合は、予め利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示すること。

(ク) 有効なクーポンを提示した利用者に対し、クーポンの受け取りを拒否する、手数料を上乗せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求する等、利用者にとって不利となる差別的取扱いを行わないこと。（(キ)の場合を除く）

(コ) 取扱店舗は、有効なクーポンを利用しようとする利用者からクーポンの利用に関し、苦情又は相談を受けた場合、取扱店舗と利用者との間において紛議が生じた場合又は法令に違反する取引の指摘、若しくは指導を受けた場合には、取扱店舗の費用と責任をもって対処し、解決にあたること。

(サ) 取扱店舗が利用者の不正を知り得ながら、クーポンを受け取ること又は利用者にとって不正を促すこと等により、取扱店舗又は利用者が不正に利益を得た場合、取扱店舗は受け取ったクーポンの金額について一切の責任を負い、事務局へ当該金額を返還すること。

(シ) 取扱店舗は、事務局が事前に承認した場合を除き、本取扱要領記載の業務の全部又は一部を第三者に委託できない。業務委託を承認した場合でも取扱店舗は本取扱要領に定める義務及び責任について免れない。

(2) 熊本県、熊本県観光連盟及び事務局は、登録事業者が本取扱要領の規定に違反した場

合及び不正な申請を行った場合は、直ちに参加登録を取り消し、クーポン精算代金の全部又は一部の支払いを停止するとともに、支払い済みのクーポン精算代金の返還を請求できるものとし、登録事業者はこれに応じなければならない。

また、不正を行った者は、事業者名を公表し、捜査機関に通報される旨に留意すること。

9. 雑則

本取扱要領に定めのない事項については、熊本県、熊本県観光連盟及び事務局が協議の上決定する。